

大臣官房長
防衛政策局長
人事教育局長
防衛省本省の施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長 殿
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官官房審議官
防衛装備庁各部長
防衛装備庁の施設等機関の長

防衛装備庁長官
(公印省略)

装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領の運用に係る基本的事項について（通知）

標記について、装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領について（防経装第10622号。25.8.1）別紙第14第1項の規定に基づき、別紙のとおり定めたので通知する。

なお、本通知の発出により、すでに発出され現在も効力を有する指名停止等に関する通知文書等の内容については、本通知の内容に読み替えるなどして適用するものとする。

添付書類：別紙

写送付先：大臣官房衛生監

装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領の運用に係る基本的事項

(趣旨)

第1 この基本的事項は、装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領について（防経装第10622号。25. 8. 1）（以下「通達」という。）の統一かつ円滑な処理を行う目的として、通達第14の規定に基づき、必要な事項を定めるものである。

(用語の意義)

第2 この基本的事項における用語の意義は、通達に定めるもののほか、各項で定めるところによる。

2 通達第2第9号の「装備品等の製造及び役務の全部又は一部(軽易なものを除く。)」の「軽易なもの」とは、防衛省との間で装備品等及び役務の調達に係る契約を締結している者から当該契約の締結の後に契約担当官等に提出される下請負の届出書で扱われるものとする。

(機関等指名停止権者の協議) (通達第5第1項関係)

第3 機関等指名停止権者が、通達第5第1項に基づく協議を行う際は、別紙様式第1により行うものとする。

(省指名停止権者の回答) (通達第5第2項関係)

第4 省指名停止権者が、通達第5第1項に基づく協議を受け、協議内容に異存ない旨の回答を行う際は、別紙様式第2により行うものとする。

2 省指名停止権者が、通達第5第1項に基づく協議を受け、自ら指名停止を行う旨の回答を行う際、又は協議内容に異存がある場合の回答を行う際は、別紙様式第3により行うものとする。

(関係事業者に対する指名停止の通知) (通達第5第3項、第6第1項及び第2項関係)

第5 指名停止権者が、関係事業者に対して指名停止の通知を行う際は、別紙様式第4により行うものとする。

(指名停止期間の変更) (通達第9第1項関係)

第6 指名停止権者が、通達第9第1項に基づく関係事業者の指名停止を変更する際

は、別紙様式第5により行うものとする。

(指名停止期間の追加) (通達第9第2項関係)

第7 指名停止権者が、通達第9第2項に基づき関係事業者の指名停止を追加する際は、別紙様式第6により行うものとする。

(指名停止期間の取り消し) (通達第9第3項関係)

第8 指名停止権者が、通達第9第3項に基づき関係事業者の指名停止を取り消す際は、別紙様式第7により行うものとする。

(省指名停止権者の指名停止の通知) (通達第10第1項関係)

第9 省指名停止権者が、通達第10第1項に基づき関係事業者に対する指名停止を行った場合の通知は、別紙様式第8により行うものとする。

(機関等指名停止権者の指名停止の通知) (通達第10第2項関係)

第10 機関等指名停止権者が、通達第10第2項に基づき関係事業者に対する指名停止を行った場合の他の機関等指名停止権者への通知は、別紙様式第9により行うものとし、通達第10第1項の規定による通知を受けた場合の他の機関等指名停止権者への通知は、別途省指名停止権者からの指示があった場合とする。

2 別紙様式第9により通知を受けた機関等指名停止権者が、自らの必要性により関係事業者に対して指名停止の通知を行う場合には、当該通知の指名停止期間の範囲に限り、指名停止の通知を行うことが出来るものとし、当該通知の様式は、各項で定められたものとする。この場合において、指名停止を行った機関等指名停止権者は、他の指名停止権者に対し別紙様式第9に準じた様式により通知するものとする。

(指名停止期間の変更又は取消し) (通達第10第3項関係)

第11 指名停止権者が、通達第10第3項に基づき関係事業者に対する指名停止の期間を変更した際の通知は別紙様式第10により行い、追加した際の通知は別紙様式第11により行い、取り消しを行った際の通知は別紙様式第12により行うものとする。

(契約担当官等の措置要領) (通達第12第2項関係)

第12 通達第12第2項第1号については、「○.(該当する省指名停止権者)から又は(該当する機関等指名停止権者)から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。」と入札公告等に付すものとする。

- 2 通達第12第2項第2号については、「○. 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。」と入札公告等に付すものとする。
- 3 前項の規定に基づく事項として「○. 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を（該当する省指名停止権者）が認めた場合には、この限りではない。」と入札公告に付すものとする。
- 4 第2項の「資本関係又は人的関係のある者」とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係のある者
次のア又はイのいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更正法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。
 - (2) 人的関係のある者
次のア又はイのいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。
ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。
 - (3) 前記(1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど前記(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- 5 契約担当官等は、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者が入札等に参加、又は参加を予定していることを確認した場合には、省指名停止権者に通報するとともに、所属の指名停止権者を通じて他の指名停止権者に別紙様式

第13により通知するものとする。

(真にやむを得ない事由がある調達の手続き) (通達第12第3項関係)

第13 通達第12第3項に規定された真にやむを得ない事由がある関係事業者との契約の取扱いに関する細部事項については、当該指名停止を行った指名停止権者が、指名停止期間や関係事業者との契約の必要性等を考慮した上で、別紙様式第14「(関係事業者)との契約の取扱いに関する細部事項について(通知)」により他の指名停止権者に通知するものとする。

2 前項の通知に基づき、あらかじめ調達の内容に応じた省指名停止権者に随意契約の締結の承認を受ける際の申請は、別紙様式第14の付紙様式第1及び付紙様式第2により行うものとし、下請負の承認を受ける際の申請は、別紙様式第14の付紙様式第3及び付紙様式第4により行うものとする。

(緊急調達) (通達第12第3項関係)

第14 通達第12第3項の緊急調達とは、次に掲げる調達であって部隊支援上緊急を要するものをいう。

- (1) 自衛隊法(昭和29年法律第165号)第6章の規定による自衛隊の行動に関する調達
- (2) 故障修理又は安全対策に係る調達
- (3) その他の必要な調達

2 緊急調達であることを理由として関係事業者と随意契約を締結した際の省指名停止権者への報告は、第13第1項の通知の発出に関わらず、当該随意契約を締結した日を起算日として30日以内に別紙様式第14の付紙様式第5及び付紙様式第6により、内局物別課長等を通じて、省指名停止権者に報告することで足りるものとし、下請負の承認を行う際の報告については、別紙様式第14の付紙様式第7及び付紙様式第8により報告することで足りるものとする。

(その他)

第15 この通知に定めるもののほか、この通知の運用に関し必要な基本的事項は、防衛装備庁調達管理部調達企画課長が定めることができる。

省指名停止権者 殿 (注: 1)

機関等指名停止権者

〇〇〇〇長

装備品等及び役務の契約に係る取扱いについて (協議)

(関係事業者) については、 に対し、(注: 2) を行っていたことから、
契約の相手方として不相当であり、下記のとおり取り扱うことを予定しているの
で、装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領について (防経装第106
22号。25. 8. 1) 別紙第5第1項の規定に基づき、協議する。

記

関係事業者名	
代表者氏名	
住 所	
指名停止の理由	注: 3
指名停止措置要件	注: 4 (例: 1 ア)
指名停止予定期間	(例: 3か月)
指名停止を実施する者	注: 5
備 考	(例: 指名停止予定期間の設定理由等を記載)

注: 1. 衛生資材の調達に係わる契約の場合の宛先は大臣官房衛生監。自衛隊の行動に係る輸送役務の調達に係る契約の場合の宛先は防衛政策局長。装備品等 (衛生資材を除く。) 及び役務 (自衛隊の行動に係る輸送役務を除く。) の調達に係る契約の場合の宛先は防衛装備庁長官 (防衛装備庁調達管理部長気付) とする。

注: 2. 指名停止措置要件に該当する事実を簡明に記載する。

注: 3. 指名停止の理由には、該当する事実を簡明に記載する。

注: 4. 指名停止措置要件には、該当する別表の措置要件を記入する。

注: 5. 指名停止を行う指名停止権者名を記入する。

(通達第5第1項関係)

別紙様式第2

第 号

〇〇. 〇〇 . 〇〇

機関等指名停止権者 殿

省指名停止権者

〇〇〇〇長

装備品等及び役務の契約に係る取扱いについて（回答）

標記について、 第 号（〇〇. 〇〇. 〇〇）のとおりで異存ない旨を回答する。

関連文書： 第 号（〇〇. 〇〇. 〇〇）

(通達第5第2項関係)

別紙様式第3

第 号

〇〇. 〇〇 . 〇〇

機関等指名停止権者 殿

省指名停止権者

〇〇〇〇長

装備品等及び役務の契約に係る取扱いについて（回答）

標記について、下記のとおり装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領について（防経装第10622号。25. 8. 1）別紙第5第2項の規定に基づき、回答する。

記

関係事業者名	
指名停止を実施する者	注：1
指名停止の理由	注：2
指名停止措置要件	注：3 （例：1 ア）
指名停止予定期間	（例：3か月）
備考	（指名停止予定期間を変更する場合に変更理由等を記載）

関連文書：〇〇〇〇第 号（〇〇. 〇〇. 〇〇）

注：1. 指名停止を行う指名停止権者名を記入する。

注：2. 指名停止の理由には、該当する事実を簡明に記載する。

注：3. 指名停止措置要件には、該当する別表の措置要件を記入する。

第 号

〇〇. 〇〇 . 〇〇

住 所
商号又は名称
代表者氏名 殿

指名停止権者
〇〇〇〇長

指名停止通知書

この度、貴社が (注：1) ことは、誠に遺憾である。

よって、下記のとおり指名停止の措置をとることとし、当省の事情による場合を除き、契約を行わないこととしたので通知する。今後は、かかる事態が生ずることのないよう十分注意するとともに、速やかに再発防止策に関する報告文書を提出されたい。

(注：2)

なお、この決定に不服がある場合は、指名停止を行うこととした理由について、本指名停止期間内に、本職に対して説明を求めることができる。

記

1. 指名停止の期間 : (注：3)
2. 指名停止の措置対象区域 : 全 国
3. 指名停止の理由 : (注：4)

注：1. 措置要件に該当する事実を簡明に記載する。

注：2. 別表第13号（過大請求）によるものである場合には、「今後は、かかる事態が生ずることのないよう十分注意するとともに、速やかに再発防止策及び過大請求行為の全体像を的確に説明したものに關する報告文書を提出されたい。」と記載する。

注：3. 指名停止の期間の始期及び終期（例：平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇か月））並びに次のただし書を記載する。「ただし、この間に相当の再発防止策に関する報告書を本職に提出するように努めること。」
なお、別表第13号アからエまでのいずれかによる指名停止措置の場合には、なお書きを「なお、当省が実施する過払い額のための調査に対し、非協力的であると認められる場合には、当該期間の終期を変更することがある。」と記載する。

注：4. 措置要件に該当する事実について、発生日時、場所、概要等を記載する。

第 号

〇〇. 〇〇 . 〇〇

住 所
商号又は名称
代表者氏名 殿

指名停止権者

〇〇〇〇長

指名停止期間変更通知書

平成 年 月 日付け 第 号をもって貴 の指名停止を行った旨を通知したところであるが、この度、下記のとおり当該指名停止期間を変更することとしたので通知する。

なお、この決定に不服がある場合は、指名停止期間を変更することとした理由について、本指名停止期間内に、本職に対して説明を求めることができる。

記

1. 従前の指名停止期間 :
2. 変更後の指名停止期間 :
3. 変更の理由 :

第 号

〇〇. 〇〇 . 〇〇

住 所
商号又は名称
代表者氏名 殿

指名停止権者

〇〇〇〇長

指名停止期間変更（追加）通知書

平成 年 月 日付け 第 号をもって貴 の指名停止を行った旨を通知したところであるが、この度、下記のとおり当該指名停止期間を変更し、追加することとしたので通知する。

なお、この決定に不服がある場合は、指名停止期間を変更することとした理由について、本指名停止期間内に、本職に対して説明を求めることができる。

記

1. 従前の指名停止期間 :
2. 変更後の指名停止期間 :
- （追加の指名停止期間） :
3. 変更の理由 :

(通達第9第3項関係)

別紙様式第7

第 号

〇〇. 〇〇 . 〇〇

住 所
商号又は名称
代表者氏名 殿

指名停止権者

〇〇〇〇長

指名停止取り消し通知書

平成 年 月 日付け 第 号をもって指名停止を行った旨通知したところであるが、この度、下記の理由により、平成 年 月 日付けをもって当該指名停止を取り消したので通知する。

記

1. 指名停止期間 :
2. 取り消し理由 :

(通達第10第1項関係)

別紙様式第8
第 号
〇〇. 〇〇 . 〇〇

防 衛 政 策 局 長
衛 生 監
防衛省本省の施設等機関の長
各 幕 僚 長 殿 (注: 1)
情 報 本 部 長
防 衛 監 察 監
地 方 防 衛 局 長
防 衛 装 備 庁 長 官

省指名停止権者
防 衛 政 策 局 長
衛 生 監
防 衛 装 備 庁 長 官

(関係事業者) との契約の取扱いについて (通知)

(関係事業者) については、 に (注: 2) を行っていたことから、契約の相手方として不相当であり、下記のとおり取り扱うこととしたので、装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領について (防経装第10622号。25. 8. 1) 別紙第10第1項の規定に基づき、通知する。

記

1. 次に掲げる者については、下表のとおり指名停止の措置をとることとし、真にやむを得ない場合を除き、契約は行わないこととする。

関係事業者	住 所	指名停止の措置要件	指名停止の期間	指名停止対象区域
※関係事業者名	※関係事業者の住所	※別表各項に該当する措置要件	※別表各項から適用した期間	全国

2. 真にやむを得ない場合に行う契約等に関する手続き等の細部事項については、別途本職から通知する。

写送付先 (注: 3) : 防衛装備庁調達管理部長

注: 1. 宛先から当該指名停止権者を除く。

注: 2. 指名停止措置要件に該当する事実を簡明に記載する。

注: 3. 省指名停止権者が防衛装備庁長官の場合は配布区分とする。

防 衛 政 策 局 長
衛 生 監
防衛省本省の施設等機関の長
各 幕 僚 長 殿 (注: 1)
情 報 本 部 長
防 衛 監 察 監
地 方 防 衛 局 長
防 衛 装 備 庁 長 官

機関等指名停止権者

(関係事業者) との契約の取扱いについて (通知)

(関係事業者) については、 に (注: 2) を行っていたことから、契約の相手方として不相当であり、下記のとおり取り扱うこととしたので、装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領について (防経装第10622号。25. 8. 1) 別紙第10第2項の規定に基づき、通知する。

記

1. 次に掲げる者については、下表のとおり指名停止の措置をとることとし、真にやむを得ない場合を除き、契約は行わないこととする。

関係事業者	住 所	指名停止の措置要件	指名停止の期間	指名停止対象区域
※関係事業者名	※関係事業者の住所	※別表各項に該当する措置要件	※別表各項から適用した期間	全国

2. 真にやむを得ない場合に行う契約等に関する手続き等の細部事項については、別途本職から所属の契約担当官等に通知する。

写送付先：省指名停止権者、大臣官房会計課長

注：1. 宛先から当該指名停止権者を除く。

注：2. 指名停止措置要件に該当する事実を簡明に記載する。

(通達第10第3項関係)

別紙様式第10

第 号

〇〇. 〇〇 . 〇〇

防 衛 政 策 局 長
衛 生 監
防衛省本省の施設等機関の長
各 幕 僚 長 殿 (注: 1)
情 報 本 部 長
防 衛 監 察 監
地 方 防 衛 局 長
防 衛 装 備 庁 長 官

指名停止権者

(関係事業者) との契約の取扱いについて (通知)

(関係事業者) については、平成 年 月 日付け 第 号をもって指名停止を行った旨の通知をしたところであるが、この度、下記のとおり変更することとしたので、装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領について (防経装第10622号。25. 8. 1) 別紙第10第3項の規定に基づき、通知する。

記

1. 従前の指名停止期間 :
2. 変更後の指名停止期間 :
3. 変更の理由 :

関連文書 : 〇〇〇〇第 号 (〇〇. 〇〇. 〇〇)

写送付先 (注: 2) : 大臣官房会計課長

注 : 1. 宛先から当該指名停止権者を除く。

注 : 2. 機関指名停止権者が起案する場合は、省指名停止権者を追加する。

(通達第10第3項関係)

別紙様式第11

第 号

〇〇. 〇〇 . 〇〇

防 衛 政 策 局 長
衛 生 監
防衛省本省の施設等機関の長
各 幕 僚 長 殿 (注: 1)
情 報 本 部 長
防 衛 監 察 監
地 方 防 衛 局 長
防 衛 装 備 庁 長 官

指名停止権者

(関係事業者) との契約の取扱いについて (通知)

(関係事業者) については、平成 年 月 日付け 第 号をもって指名停止を行った旨の通知をしたところであるが、この度、下記のとおり追加することとしたので、装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領について (防経装第10622号。25. 8. 1) 別紙第10第3項の規定に基づき、通知する。

記

1. 従前の指名停止期間 :
2. 追加後の指名停止期間 :
3. 追加の理由 :

関連文書 : 〇〇〇〇第 号 (〇〇. 〇〇. 〇〇)

写送付先 (注: 2) : 大臣官房会計課長

注 : 1. 宛先から当該指名停止権者を除く。

注 : 2. 機関指名停止権者が起案する場合は、省指名停止権者を追加する。

防 衛 政 策 局 長
衛 生 監
防衛省本省の施設等機関の長
各 幕 僚 長 殿 (注: 1)
情 報 本 部 長
防 衛 監 察 監
地 方 防 衛 局 長
防 衛 装 備 庁 長 官

指名停止権者

(関係事業者) との契約の取扱いについて (通知)

(関係事業者) については、平成 年 月 日付け 第 号をもって指名停止を行った旨の通知をしたところであるが、この度、下記の理由により、平成 年 月 日付けをもって当該指名停止を取り消すこととしたので、装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領について (防経装第10622号。25. 8. 1) 別紙第10第3項の規定に基づき、通知する。

記

1. 指名停止期間 :
2. 取り消し理由 :

関連文書 : 〇〇〇〇第 号 (〇〇. 〇〇. 〇〇)
写送付先 (注: 2) : 大臣官房会計課長

注 : 1. 宛先から当該指名停止権者を除く。

注 : 2. 機関指名停止権者が起案する場合は、省指名停止権者を追加する。

防 衛 政 策 局 長
衛 生 監
防衛省本省の施設等機関の長
各 幕 僚 長 殿 (注: 1)
情 報 本 部 長
防 衛 監 察 監
地 方 防 衛 局 長
防 衛 装 備 庁 長 官

指名停止権者

(関係事業者) と資本関係及び人的関係にある者について (通知)

平成 年 月 日付け 第 号をもって指名停止を受けている (関係事業者) と下記の会社については、装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領について (防経装第 号。 . .) 別紙第12第4項の規定に基づく、資本関係及び人的関係にあることを確認したので、通知する。

記

1. 会社名 :
2. 関係事業者との関係 : (注: 2)

写送付先 (注: 3): 大臣官房会計課長

注: 1. 宛先から当該指名停止権者を除く。

注: 2. 関係事業者との関係 (親子関係又は子会社同士の関係) を記載すると共に資本関係や人的関係についても記載する。

注: 3. 機関指名停止権者が起案する場合は、省指名停止権者を追加する。

(通達第12第3項関係)

別紙様式第14
第 号
〇〇. 〇〇. 〇〇

防 衛 政 策 局 長
衛 生 監
防衛省本省の施設等機関の長
各 幕 僚 長 殿 (注: 1)
情 報 本 部 長
防 衛 監 察 監
地 方 防 衛 局 長
防 衛 装 備 庁 長 官

指名停止権者
〇〇〇〇〇長
(公印省略)

(関係事業者)との契約の取扱いに関する細部事項について(通知)

標記について、当分の間、装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領について(防経装第10622号。25. 8. 1)別紙の第12第3号の規定に基づく調達の手続きについては、下記のとおり取り扱うこととされたので、(関係事業者)との契約の取扱いについて(〇〇〇第〇〇〇〇号。〇〇. 〇〇. 〇〇)第2項の規定に基づき、通知する。

記

1 真にやむを得ない契約を行う場合の手続き

- (1) 契約担当官等(防衛省所管契約事務取扱細則(平成18年防衛庁訓令第108号)第2条に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。)は、(関係事業者)への指名停止の期間中、同社からの調達に関し、代替品及び代替会社の有無について精査した結果、代替ができず、かつ、同社との契約を行わなければ自衛隊の任務の遂行に重大な支障を生じるとして、真にやむを得ないと認められる場合に限り、(該当する省指名停止権者)の承認を得たうえで、同社との契約を締結できるものとする。
- (2) 前号で定める承認を得るための申請は、契約担当官等が所属する各機関等ごとに、付紙様式第1及び付紙様式第2により、物別課長等(装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領について(防経装第10622号。25. 8. 1)別紙第2第13号に規定する者をいう。以下同じ。)を通じて、省

指名停止権者宛てに行うものとする。

- (3) 前号の申請は、原則、契約予定月の10日前までに、申請案件を各機関等で取りまとめのうえ、行うものとする。ただし、平成〇〇年〇〇月中に契約を行う必要がある案件の申請については、平成〇〇年〇〇月〇〇日までに前号で定める申請を行うものとする。

2 一般競争入札による調達に係る手続き

公共調達の適正化について（財計第2017号。18.8.25）（以下「財務大臣通知」という。）に照らした結果、一般競争入札を行う場合は、競争参加資格として「○.（該当する省指名停止権者（注：2））から又は（該当する機関等指名停止権者（注：3））から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。」及び「○. 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係（注：4）又は人的関係（注：5）のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。」「○. 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を（該当する省指名停止権者）が認めた場合には、この限りではない。」を付した入札を実施したうえで、予算決算及び会計令（昭和22年4月30日勅令第165号）第99条の2の「競争に付しても入札者がいないとき」に該当したとき、前項の規定を適用することができる。

3 継続して行う契約等に係る手続き

- (1) 第1項の「真にやむを得ないと認められる場合」であって、かつ、次に該当するものについては、付紙様式第5及び付紙様式第6により、内局物別課長等を通じて、省指名停止権者に報告することで足りるものとする。

ア 複数年度にわたる期間を前提としているリース契約等で、初年度の次年度以降に締結する随意契約（財務大臣通知1.(2)②ハによるもの）

イ 検査・修理の履行中に新たな不具合等が発見されたため締結する随意契約（公共調達の適正化を図るための措置について（経装第11020号。18.12.7）1(5)ウによるもの）

ウ ア及びイのほか、緊急調達（装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領の運用に係る基本的事項について（装管調第88号。27.10.1）別紙第14第1項に規定する緊急調達をいう。以下同じ。）として行う随意契約

- (2) 前号の報告は、当該調達に係る契約を締結した日から30日以内に行うものとする。

4 留意事項

- (1) 契約担当官等は、この通知の規定により、真にやむを得ないとして（関係事業者）と契約する場合には、特別調査（過払事案の処理要領について（防経装第826号。25.1.28）第6に規定される調査をいう。）による調査の状況を、予定価格の算定において適切に反映すること。（注：6）

- (2) 契約の締結に当たっては、契約の相手方が提出等する資料の信頼性確保のための施策について（通達）（防経装第4627号。25.3.29）に基づく措置を適切に行うことを改めて確認すること。（注：7）
- (3) 部品等の調達に当たっては、補給処等にある在庫品を優先して充当することにより、（関係事業者）との不要不急の契約は行わないこととし、真にやむを得ないとして同社と契約する場合にも、納入時期の予想在庫量（当該納入時期までの全納入数量とこの間に予想される消費量を考慮した在庫量をいう。）と過去の在庫実績等を勘案し、合理的に説明できる必要在庫量の範囲を上回る調達を行わないこと。ただし、集中調達・一括調達を行うことにより、調達価格の低減が効果的に行われることが合理的に説明できる場合はこの限りではない。
- (4) 定期的実施する修理、整備、保守等（以下「定期修理等」という。）に関し、（関係事業者）との契約を要する場合には、法令に特段の定めのある場合を除き、当該定期修理等の間隔の妥当性について再度確認し、同社と契約を行うことが真にやむを得ないと認められるときに限り、第1項の申請を行うことができるものとする。なお、単に部隊等の整備要領書等において定期修理等の間隔が定められていることのみをもって妥当性を確認するのではなく、当該間隔の規定時の考え方や過去の故障発生率等を踏まえ、その妥当性を確認すること。

5 経過措置等

- (1) 随意契約に係る大臣承認（装備品等及び役務の調達実施に関する訓令（昭和49年防衛庁訓令第4号）第16条に規定する防衛大臣の承認をいう。以下同じ。）を得るための手続きは、第1項に規定する（省指名停止権者）の承認が得られたのちに行うものとする。
- (2) （指名停止日）以前に落札し、契約の締結を保留している案件及び同日以前に随意契約に係る大臣承認を得ている案件については、第1項に規定する（該当する省指名停止権者）の承認が得られた場合に限り、以降の契約手続きを進めることができるものとする。ただし、第3項に該当する場合は、同項の規定による。

6 再委託等の取扱い

- (1) 財務大臣通知2.（1）により従来から、契約の相手方から第三者への一括再委託を禁止することとされているところであるが、特に指名停止期間中の（関係事業者）に対する再委託については、実質的な指名停止措置の回避を疑われることのないよう、契約担当官等は、下請負の承認に際して注意すること。
- (2) 契約担当官等は、契約の相手方が業務の一部を指名停止期間中の（関係事業者）に請け負わせることについては、やむを得ない事由があると認められる場合を除き、下請負の承認をしないものとする。
- (3) 契約担当官等において前各号の下請負の承認に際しては、第1項の規定の例により、下請負の承認をすることについて（該当する省指名停止権者）の

承認を得ること。この場合において、当該承認の申請は、契約担当官等が所属する各機関等ごとに付紙様式第3及び付紙様式第4により、原則、各月に行う第1項の申請に合わせ、行うものとする。

- (4) 契約担当官等は、緊急調達として契約の相手方から業務の一部を指名停止期間中の（関係事業者）に請け負わせる旨の申請を受けた場合で、やむを得ない事由があると認められる場合には、当該調達に係る下請負を承認した日から30日以内に付紙様式第7及び付紙様式第8により、内局物別課長等を通じて、省指名停止権者に報告することで足りるものとする。

7 その他

本通知の運用に当たり疑義が生じた場合には、その都度、本職と協議されたい。

添付書類：付紙様式第1～付紙様式第8

写送付先：大臣官房会計課長、防衛政策局運用政策課長、人事教育局衛生官、防衛装備庁調達事業部各調達官

注：1. 宛先から当該指名停止権者を除く。発簡者が、機関等指名停止権者の場合の宛先は所属の契約担当官等とすること。

注：2. 大臣官房衛生監、防衛政策局長又は防衛装備庁長官のいずれかに該当する者

注：3. 大臣官房会計課長、防衛省本省の施設等機関の長、各幕僚長、情報本部長、防衛監察監、地方防衛局長又は防衛装備庁長官のいずれかに該当する者

注：4. 資本関係がある場合：次のア又はイのいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。）以下同じ。）と子会社の関係にある場合。

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

注：5. 人的関係のある場合：次のア又はイのいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下この号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

注：6及び注：7. 指名停止の措置要件が別表第13項の過大請求によるものに限り記述すること。

〇〇〇〇※ の真にやむを得ない契約に係る申請一覧表

一覧表 項目番号	担当機関・ 課室・班等 (内線番号)	契約件名	調達実施機関	調達要求元	調達要求額 (税込)	契約予定月	内局等 担当課
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

※ 関係事業者名を記載する。

申請

○○○○※との真にやむを得ない契約に係る申請書

一覧表項目番号 :
 担当機関・課室・班等 (内線番号) :

1 契約件名 (調達要求番号等)	()
2 調達実施機関	
3 調達要求元	
4 数量	
5 調達要求額(税込)	
6 納期	
7 納地	
8 契約予定月	○年○月 ・併せて、契約予定月及び納期がその月でなければならない理由を簡潔に記入する。(詳細を第11項に記入。)
9 調達の内容	
10 代替会社がない理由	<ul style="list-style-type: none"> ・公共調達の適正化を図るための措置について(装管調第107号。27. 10. 1)付紙第3の「随意契約等の理由(例示)」に照らし、具体的かつ詳細に記入する。 ・一般競争入札の結果、入札者がなく、真にやむを得ない場合として該社と随意契約を締結するものについては、単に「一般競争入札を行ったところ、入札者がなかったため。」とするのではなく、供給元が該社に限定される理由を含めて記入する。
11 調達を今実施しなければならない理由 (調達要求元において作成)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業線表・工程表等を用いるなどにより、具体的かつ詳細に記入する。 ・同社との契約を契約予定月に行わなければ、自衛隊の任務遂行に重大な支障を生じる理由を記入する。その際、部品等の調達にあたっては、補給処等にある在庫を優先して充当することにより、不要不急の契約は行わないよう、補給処における適正在庫の観点も踏まえ記入する。 ・他契約への官給や相互調整等が必要な場合には、それらの契約との相関関係を含めて記入する。 (例)○○年3月31日納期の○○航空機の定期修理において、○○装置(本品)の不具合が発見され、同装置を同年3月15日までに当該定期修理契約の相手方(○○株)に官給しなくてはならなくなった。 ・予備費、補正予算により調達するものについては、その旨を合わせて記述するとともに、当該予算により措置しなければならないこととなった理由を含めて記入する。
12 その他参考事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本通知の第2項に該当する場合には、下記を記入する。 (例)本件については、○年○月○日(○年○月○日公告)に、競争参加資格として「○。(該当する省指名停止権者)から又は(該当する機関等指名停止権者)から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。」及び「○。前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。」を付して一般競争入札を行ったところ、入札者がなかった。 ・本申請書への記入事項を説明するのに必要となる補足資料を添付すること。

※ 関係事業者名を記載する。

〇〇〇〇※ を発注先とする下請負の承認に係る申請一覧表

一覧表 項目番号	担当機関・ 課室・班等 (内線番号)	契約件名	契約相手方 (元請負会社)	調達実施機関	調達要求元	契約金額 (税込)	うち、該社への 下請負部分 に係る金額 (税込)	内局等 担当課
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								

※ 関係事業者名を記載する。

○○○○※ を発注先とする下請負の承認に係る申請書

一覧表項目番号 :
担当機関・課室・班等 (内線番号) :

1 契約件名 (調達要求番号等) (契約相手方)	() ()
2 調達実施機関	
3 調達要求元	
4 数量	
5 契約金額(税込) (うち、該社への下請負部分に係る金額)	○○○円 (○○○円)
6 納期	
7 納地	
8 契約締結日 (うち、該社への下請負の開始時期)	○年○月○日 (○年○月中旬)
9 調達の内容 うち、 該社への下請負の内容	
10 下請負先として、 代替会社がない理由	・下請負先の保有する設備、技術(特許、ライセンス等の取得状況を含む)等から、 該社でなければ下請負先となり得ない理由を記入する。
11 指名停止期間中であるにもか かわらず、該社を今 下請負先として承認しな ければならない理由	
12 その他参考事項	・契約相手方から提出された下請負承認申請書のほか、本申請書への記入事項を 説明するのに必要となる補足資料を添付すること。

※ 関係事業者名を記載する。

〇〇〇〇※ との真にやむを得ない契約に係る報告一覧表

一覧表 項目番号	担当機関・ 課室・班等 (内線番号)	契約件名	調達実施機関	調達要求元	契約金額 (税込)	契約締結日	内局等 担当課
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

※ 関係事業者名を記載する。

○○○○※ との真にやむを得ない契約に係る報告書

一覧表項目番号 :
 担当機関・課室・班等 (内線番号) :

1 契約件名 (調達要求番号等)	
2 調達実施機関	
3 調達要求元	
4 数量	
5 契約金額(税込)	
6 納期	
7 納地	
8 契約締結日	○年○月 ・併せて、契約予定月及び納期がその月でなければならない理由を簡潔に記入する。(詳細を第11項に記入。)
9 調達の内容	
10 代替会社がない理由	<ul style="list-style-type: none"> ・公共調達の適正化を図るための措置について(装管調第107号。27. 10. 1)付紙第3の「随意契約等の理由(例示)」に照らし、具体的かつ詳細に記入する。 ・一般競争入札の結果、入札者がなく、真にやむを得ない場合として該社と随意契約を締結するものについては、単に「一般競争入札を行ったところ、入札者がなかったため。」とするのではなく、供給元が該社に限定される理由を含めて記入する。
11 調達を今実施しなければならなかった理由 (調達要求元において作成)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業線表・工程表等を用いるなどにより、具体的かつ詳細に記入する。 ・同社との契約を当該月に行わなければ、自衛隊の任務遂行に重大な支障を生じることとなった理由を記入する。 ・他契約への官給や相互調整等が必要な場合には、それらの契約との相関関係を含めて記入する。 ・予備費、補正予算により調達するものについては、その旨を合わせて記述するとともに、当該予算により措置しなければならないこととなった理由を含めて記入する。 ・緊急調達によるものについては、特にその緊急性について詳細を記入する。
12 その他参考事項 (該当するものにチェック)	<input type="checkbox"/> 複数年度にわたる期間を前提としているリース契約等で、初年度の次年度以降に締結する随意契約(第3項(1)ア) <input type="checkbox"/> 検査・修理の履行中に新たな不具合等が発見されたため締結する随意契約(第3項(1)イ) <input type="checkbox"/> 代替会社が認められない場合において、緊急調達として行う随意契約(第3項(1)ウ) <ul style="list-style-type: none"> ・本申請書への記入事項を説明するのに必要となる補足資料を添付すること。

※ 関係事業者名を記載する。

〇〇〇〇※ を発注先とする下請負の承認に係る報告一覧表

一覧表 項目番号	担当機関・ 課室・班等 (内線番号)	契約件名	契約相手方 (元請負会社)	調達実施機関	調達要求元	契約金額 (税込)	うち、該社への 下請負部分 に係る金額 (税込)	内局等 担当課
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								

※ 関係事業者名を記載する。

○○○○※ を発注先とする下請負の承認に係る報告書

一覧表項目番号 :
担当機関・課室・班等 (内線番号) :

1 契約件名 (調達要求番号等) (契約相手方)	() ()
2 調達実施機関	
3 調達要求元	
4 数量	
5 契約金額(税込) (うち、該社への下請負部分に係る金額)	○○○円 (○○○円)
6 納期	
7 納地	
8 契約締結日 (うち、該社への下請負の開始時期)	○年○月○日 (○年○月中旬)
9 調達の内容	
うち、 該社への下請負の内容	
10 下請負先として、 代替会社がない理由	・下請負先の保有する設備、技術(特許、ライセンス等の取得状況を含む)等から、 該社でなければ下請負先となり得ない理由を記入する。
11 指名停止期間中であるにもか かわらず、該社を今 下請負先として承認しなけ ればならない理由	
12 その他参考事項	・緊急調達として行う随意契約において、下請負として代替会社が認められない場 合 ・契約相手方から提出された下請負承認申請書のほか、本申請書への記入事項 を説明するのに必要となる補足資料を添付すること。

※ 関係事業者名を記載する。